

森林作業道強靱化事業実施要領

令和 8 年 4 月 1 日森経第 279 号林政部長通知

第 1 目的

本事業は、森林の管理や施業に不可欠である森林作業道の走行性・安全性を向上させるとともに、継続的な利用に必要な耐久性と主伐の増加に伴う輸送能力を高めるため、基幹的な役割が期待される森林作業道についての高規格化を行うとともに、災害に強い森林作業道とすることを目的とする。

本事業の取り扱いは岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日付け林第 7 号林政部長通知。以下「要綱」という。）、岐阜県森林整備事業検査要領（平成 13 年 4 月 2 日森第 2 号農山村整備局長通知。以下「検査要領」という。）及び岐阜県森林作業道作設指針（平成 23 年 5 月 17 日森第 190 号林政部長通知。以下「作設指針」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業要件

事業要件は、下記（１）から（３）のすべてに該当する事業のうち、国庫補助事業の採択要件を満たさないものとする。

- （１）既設森林作業道の継続的利用及び輸送能力の向上を目的とした高規格化（以下「高規格化」という。）又は既設森林作業道における土砂流出防止を目的とした構造物や路肩等の補強（補修を含む）等の強靱化（以下「強靱化」という。）を実施する事業であること。
- （２）作業道台帳が整備されている森林作業道における高規格化又は強靱化であること。
- （３）事業主体は、岐阜県作業道等開設研修実施要領（平成 21 年 11 月 24 日森第 667 号森林整備課長通知。）による研修修了者（以下「研修修了者」という。ただし、先行伐採に係る研修のみの修了者は除く。）を配置していること。なお、請負の場合であって、請負先が当該研修の修了者を配置する場合についてはこの限りでない。

第 3 補助対象経費

下記「高規格化」及び「強靱化」において、岐阜県森林作業道実施基準（平成 23 年 6 月 2 日付け森第 289 号林政部長通知。以下「作業道実施基準」という。）の第 10 の 1 から 11 を満たすものを補助対象とする。

- 1 高規格化の補助対象経費は、既設森林作業道の路盤工（路盤強化、拡幅等）及び排水工とする。
- 2 強靱化の補助対象経費は、種子吹付工、土留工、洗い越し、路肩の補強（補修を含む）、横断排水路の設置及びそれらと合わせて実施が必要な崩土除去、法面整形とする。なお、強靱化については、1 路線の全延長を工事区間として補助の対象とするものではなく、現に被災している箇所を強靱化するものであることを留意すること。

また、原形復旧のみは事業対象としないものとする。

第4 事業主体

事業主体は、森林作業道の管理者又は管理者から委任を受けた者とする。

第5 事業計画書の提出

事業主体は、当該補助金を受けようとする箇所の事業計画書（別記様式1号）を取りまとめ、農林事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとし、森林経営課長（以下「課長」という。）の指定する様式及び期日等に従って事業計画書（別記様式1号）を作成・提出する。

第6 補助金額の決定

- 1 課長は、第5に基づき提出された事業計画書を審査し、当該年度予算の範囲内において農林事務所ごとの補助金額を決定し、所長に通知する。
- 2 所長は、前項により通知された補助金額の範囲内で事業主体毎に補助金額を通知するものとする。

第7 補助金の交付申請

事業主体の長は、規則第4条及び要綱第4条の規定による補助金交付申請書（要綱第1号様式）を作成し、次の書類を添付して所長に提出する。

なお、事業主体は、補助金の交付申請、請求、受領について事業体に委任できるものとする。

- ① 事業計画書（別記様式1号）
- ② 位置図（強靱化の実施に当たっては、保全対象を記載のこと）
- ③ 構造図（標準図）
- ④ 現況写真
- ⑤ 事業対象路線の作業道台帳(写)又は路線図

第8 補助金の交付決定

所長は、補助金交付申請書の提出があった場合は、内容を審査のうえ、規則第5条に基づき、速やかに補助金の交付を決定し、規則第6条及び要綱第5条に規定する条件のほか次に掲げる条件を付して、交付決定通知（別記様式2号）により事業主体に対し行うものとする。

第9 補助金の交付決定の条件

所長は、補助金の交付に当たり次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に、森林作業道の全部又は一部を転用若しくは用途変更する場合（森林作業道の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等を設定させた後、転用若しくは用途変更する場合を含む。）は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- また、知事の承認を受けて森林作業道を転用又は用途変更した場合は、当該森林作業道につき交付を受けた補助金の全部又は一部を県に返還しなければならない。
- ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合は、知事に協議することが出来る。
- (2) 事業主体は、当該森林作業道について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに補助金の交付目的に従って使用しなければならない。
- (3) 事業主体及び事業主体から委任を受けて代理申請を行う者は、この補助金の申請、交付決定通知書に関する書類を補助金交付年度の翌年から起算して5年間保存しなければならない。
- (4) 事業主体から委任を受けて代理申請を行う者は、補助金受領後遅滞なく事業主体にこれを支払わなければならない。
- (5) 規則及び要綱に従わなければならない。

第10 補助金の交付決定前着手届

事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとするが、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体の長は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式3号）を所長に提出する。

第11 事業計画の変更等

1 重要な変更

事業主体は、交付決定を受けた補助金額の30%を超える増減が生じた場合は、速やかに理由書を添えて変更計画書（別記様式1号）により所長に協議するものとする。

所長は内容確認のうえ変更するものと認めたときは、事業主体に対してその旨を通知することとし、課長へも報告を行うものとする。

2 軽微な変更

事業主体は、軽微な変更（重要な変更以外の変更）が生じた場合は、速やかに理由書を添えて変更計画書（別記様式1号）を所長に提出するものとする。

ただし、上記1に該当しない場合であって、以下の項目に該当するものとする。

ア 補助金額の増減

イ 計画対象箇所の追加及び廃止

3 所長は、前項1又は2の変更もしくはその他の事由により、補助金額の変更を要すると認めた場合には、課長に対して補助金額の変更の報告を行うものとする。

4 課長は、前項の報告を受けた場合は、変更報告の内容を確認し、必要に応じて補助金額の

変更を行うものとする。

- 5 所長は、前項による補助金額の通知を受けた場合は、第8に準じて補助金額を事業主体に通知するものとする。

第12 実績報告

事業主体の長は、規則第13条及び要綱第8条の規定による実績報告書（要綱第6号様式）を作成し、次の書類を添付して所長に提出する。

- ①実績報告書（別記様式1号）
- ②位置図
- ③構造図（標準図）
- ④完成写真（実施前、実施中、実施後）
実施中の写真は、工事の内容がわかるものとする。
- ⑤事業対象路線の作業道台帳(写)
- ⑥作業道管理規定(写)
- ⑦委任状（別記様式4号）

第13 部分完了届

事業主体が申請した施行地の一部又は全部が完了し、事業主体から部分完了届（別記様式5号）の提出があった場合、所長は当該施行地の現地検査を実施することができる。

第14 事業完了検査

1 事業完了検査

- （1）検査員は、実績報告又は部分完了届の提出があったものについて、県が別に定める検査基準により1路線ごとに事業完了検査（以下「検査」という。）を行うものとする。

2 検査員

- （1）検査は検査員が行う。
- （2）検査員は農林事務所の職員で所長が命じた者とする。
- （3）検査は検査員1名以上により実施するものとする。

3 検査の方法

- （1）検査は実績報告書又は部分完了届の受理後、速やかに関係書類検査及び現地検査により行うものとする。
- （2）書類検査及び現地検査にあたっては、申請者若しくは代理申請者、又はそれらの代理人（以下「申請者」という。）を立会させて行うものとする。
- （3）検査員は検査した事項を検査調書（別記様式6号）に記入し検査要領の第6条に準じ検査復命書を作成するものとする。

4 合否の判定

- （1）検査の結果、事業内容が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、別記様式

7号よりにより事業主体の長に通知する。また、当該路線が本要領の規定に適合しないものであるときは合格と認めない旨を申請者等に伝えるものとする。

(2) (1)の規定により合格と認めない路線で一定期間（ただし、当該年度内に限る。）内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

(3) 所長は、再検査の結果、事業内容が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、別記様式7号により事業主体の長に通知する。

第15 事業実績報告書

所長は事業が完了したときは、管内事業分を取りまとめ、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式1号）を課長に提出する。

第16 その他

所長は、本要領に定めのないものについては、別途課長と協議することとする。

付 則

この要領は、令和8年度事業から適用する。